

2020年10月14日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号

株式会社アルデプロ

代表取締役社長 椎 塚 裕 一

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり当社第33回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。
(水曜日) 午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年10月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第33期(2019年8月1日から2020年7月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期(2019年8月1日から2020年7月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年10月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2020年10月28日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（詳細は、4ページをご参照ください。）

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

-
- (注) 1. 本株主総会ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「6. 会社の体制および方針」、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.ardepro.co.jp>) に記載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。従って、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人、監査等委員会が監査をした対象の一部です。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ホームページ (<https://www.ardepro.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

◎株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社は、株主の皆様を第一に考え、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対応を行います。株主の皆様におかれましては、予めご了承いただきますとともに、ご来場につきましてはお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

■議決権の行使

事前に議決権を行使していただくに際しては、書面またはインターネットにより議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

■入場をお断りする場合

座席の間隔を広げるため、ご用意できる席数は例年より大幅に減少いたします。当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

発熱がある方、体調不良と思われる方はご入場をお断りする場合がございます。

ご入場後も体調不良等と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただきます、お帰りいただく場合がございます。

■マスクの着用など

ご来場の株主様には、マスク着用をお願い申し上げます。マスクを着用されていない方は入場をお断りさせていただく場合もあります。

会場受付付近で株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

■開催時間の短縮など

開催時間を短縮するために、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございますので、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

当社役員につきましては、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続の観点から、一部の役員のみのお出席とさせていただく場合がございます。また、出席する当社役員は、マスクを着用させていただきます。

■株主総会のお土産はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2020年10月28日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

3. ログインIDおよびパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDおよびパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による金融緩和と政策により緩やかな回復基調で推移していたものの、2019年10月の消費税率引き上げにより消費活動が停滞していきました。さらに2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により経済活動が抑制され、特に4月から5月にかけて緊急事態宣言が発出された期間においては経済活動が極端に落ち込み非常に厳しい状況となりました。6月以降は徐々に社会経済活動のレベルが引き上げられておりますが、回復の見通しは立っておらず、感染症防止策等による消費マインドの先行きは不透明な状況にあります。

こうした状況下、当社グループは東京都心部（港区、渋谷区、新宿区、文京区等）や関西地区を中心に権利調整案件や収益用不動産などの販売用不動産の売却活動を行ってまいりました。そのほか、全国に所在する収益レジデンスを売却してまいりました。

なお、当社は新型コロナウイルス感染症予防の観点から2020年4月から5月にかけて緊急事態宣言が発出された期間において勤務時間の短縮を行ってまいりました。これにより営業活動の抑制があったものの経営成績に与える影響は軽微でありました。

以上から、連結売上高は213億99百万円（前期比34.1%増）、営業利益は32億45百万円（前期は6億62百万円の営業損失）、経常利益は23億52百万円（前期は18億88百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億79百万円（前期は27億46百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

①不動産再活事業

上記のとおり、東京都心部（港区、渋谷区、新宿区、文京区等）や関西地区に所在する販売用不動産、全国各地に所在する収益レジデンス等を売却いたしました。当連結会計年度においては利益率の高い権利調整案件の売却が複数あり、利益率が前期に比べ改善いたしました。

以上から、不動産再活事業の売上高は210億91百万円（前期比43.6%増）、営業利益は34億86百万円（前期は7億79百万円の営業損失）となりました。

②不動産賃貸収益等事業

不動産賃貸収益等事業は、当社が保有する不動産物件に係る受取賃料収入や収入手数料等で構成されております。販売用不動産の売却により受取賃料が減少し、不動産賃貸収益等事業の売上高は3億8百万円（前期比75.6%減）、営業利益は2億85百万円（同58.8%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、不動産販売業を営んでおりますが、そのなかでも再開発アジャストメント事業、とりわけ権利調整ビジネスを推進しております。本ビジネスは、好立地で再開発による資産価値の増大が見込まれる旧耐震のマンションやビル等を取得し、立ち退き交渉を行い、開発素地としてデベロッパーに売却するというものです。

当社は主に東京都内の中心部において権利調整案件を取り扱っております。東京都内の中心部に立地するという点で、その不動産のポテンシャルは高く、当社が権利調整をすることにより、さらにその不動産の価値がアップすることとなります。このことは、デベロッパーの観点からは新たな都市開発が可能となり、また不動産の有効活用も可能となります。このため、デベロッパーにおいて事業採算が向上し取得意欲は高くなります。

当社としても、権利調整ビジネスは利益率が高い事業となっております。

当社は耐震性に不安がある旧耐震のビルをターゲットにして、健全な再開発事業につながる本事業を推進することにより、結果的に人命を救い土地の有効活用という社会貢献に寄与できると考えております。

今後、当社は以下の営業方針のもと、本権利調整ビジネスをメインに事業を進めてまいります。

- ① 売上高重視から利益重視
- ② 在庫回転率を年2～3回転
- ③ 大型案件の仲介業務にも注力し利益を確保

(9) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 30 期 (2016年8月1日から 2017年7月31日まで)	第 31 期 (2017年8月1日から 2018年7月31日まで)	第 32 期 (2018年8月1日から 2019年7月31日まで)	第33期(当連結会計年度) (2019年8月1日から 2020年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	7,733,710	11,491,618	15,953,437	21,399,737
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△939,023	△722,579	△1,888,614	2,352,540
親会社株主に帰属 する当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	47,127	△1,193,294	△2,746,494	2,379,745
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	18銭	△4円23銭	△8円22銭	7円6銭
総 資 産 (千円)	31,438,059	33,712,454	20,781,189	13,327,209
純 資 産 (千円)	7,639,212	7,456,764	3,802,743	4,665,062
1株当たり純資産額	10円14銭	13円83銭	6円78銭	13円83銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 30 期 (2016年8月1日から 2017年7月31日まで)	第 31 期 (2017年8月1日から 2018年7月31日まで)	第 32 期 (2018年8月1日から 2019年7月31日まで)	第33期(当事業年度) (2019年8月1日から 2020年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	7,733,710	10,940,120	4,417,154	21,464,666
経常利益又は経常損失(△) (千円)	133,352	266,626	△727,486	3,178,923
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	1,001,267	593,621	△5,235,584	3,150,845
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	4円24銭	2円8銭	△15円67銭	9円34銭
総 資 産 (千円)	23,343,565	28,213,051	22,071,583	14,532,697
純 資 産 (千円)	5,201,722	8,776,432	2,719,856	5,870,639
1株当たり純資産額	14円34銭	22円75銭	8円7銭	17円41銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
合同会社弥生マネジメント

(11) 主要な事業内容

事業の種類および事業内容に関しましては、以下のとおりであります。

事業の種類	事業内容
不動産再活事業	当事業は、未利用または低稼働により有効活用されていない不動産（商業ビル、オフィスビル、レジデンス等）を自社により取得し、エリアの特性やニーズに合わせた最適なプランを企画することにより不動産を魅力的な商品として再活する事業であります。 また、当事業を拡充し、耐震性が不足している旧耐震基準のマンションやビル等の建て替えおよびマンションやビル等の敷地売却の促進を目的とした事業（再開発アジャストメント）も推進してまいります。
不動産賃貸収益等事業	不動産再活事業に付随する事業（受取賃料、収入手数料等）であります。

(12) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区新宿三丁目

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
18名	1名増

② 当社の使用人の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平均年 齢	平均勤続年数
男 性	11名	一名	46.1歳	6.9年
女 性	7名	1名増	36.4歳	2.4年
計または平均	18名	1名増	42.3歳	5.1年

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	3,300,000 千円
株式会社ドラゴンパワー	1,000,000
大阪協栄信用組合	196,489
株式会社きらぼし銀行	81,247

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 857,484,027株
- (2) 発行済株式の総数 337,234,159株 (自己株式16,772株を含む)
- (3) 株主数 29,670名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
秋 元 竜 弥	99,049,524	29.37
株式会社ドラゴンパワー	57,142,800	16.95
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	5,921,400	1.76
株式会社 S B I 証 券	1,929,300	0.57
田 中 美 志 樹	1,916,000	0.57
牧 間 次 夫	1,620,000	0.48
日本証券金融株式会社	1,550,600	0.46
松 沢 收	1,400,100	0.42
クレディ・スイス証券株式会社	1,324,000	0.39
西 岡 進	1,200,000	0.36

(注) 持株比率は自己株式 (16,772株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2019年11月7日開催の当社取締役会において発行を決議した第9回新株予約権について、2020年3月17日の当社普通株式の終値が5取引日連続して35円を下回ったため、新株予約権の行使条件を満たさなくなり、2020年3月17日をもって消滅いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2020年7月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	椎 塚 裕 一	
取 締 役	荻 坂 昌次郎	社長室長
取 締 役	佐 藤 孝 二	管理本部長
取締役 (監査等委員)	宮 内 幸三郎 (注) 1, 2, 4	
取締役 (監査等委員)	平 田 英 之 (注) 1, 3, 4	平田公認会計士事務所 代表
取締役 (監査等委員)	伊 禮 勇 吉 (注) 1, 4	伊禮総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役宮内幸三郎氏、平田英之氏および伊禮勇吉氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、宮内幸三郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員平田英之氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役宮内幸三郎氏、平田英之氏および伊禮勇吉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 取締役佐藤憲治氏は2019年10月29日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4 名 (一 名)	47,400千円 (一 千円)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 名 (3 名)	12,000千円 (12,000千円)
合 計	7 名	59,400千円

- (注) 1. 社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬額については該当事項はありません。
2. 役員賞与については、該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）個人の業績評価・貢献度等に基づき決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の金額またはその算定方法の決定に関する方針の権限を有する機関は取締役会であり、株主総会で決議された額の範囲内で取締役会の決議により決定しております。

監査等委員の報酬等の金額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は監査等委員が有しており、監査等委員の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）平田英之氏は平田公認会計士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、資本関係および取引関係はありません。

当社は、取締役（監査等委員）伊禮勇吉氏の重要な兼職先である伊禮綜合法律事務所との間で法務業務等に関する取引があります。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
宮内 幸三郎	社外取締役（監査等委員）	当期開催の取締役会22回中22回および監査等委員会16回中16回出席し、必要に応じ発言を行っております。
平田 英之	社外取締役（監査等委員）	当期開催の取締役会22回中21回および監査等委員会16回中15回出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
伊禮 勇吉	社外取締役（監査等委員）	当期開催の取締役会22回中22回および監査等委員会16回中16回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 上記の他16回の書面決議を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

霞友有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額 22,490千円

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金 22,490千円

銭その他の財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査等委員会は、霞友有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、見積額の算出根拠等を考慮した結果、相当と判断して同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会での決議により株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を現行定款第28条に設けており、会計監査人と責任限定契約を締結しております。

(7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,736,064	流動負債	8,417,492
現金及び預金	1,735,395	短期借入金	1,500,000
販売用不動産	9,091,243	一年内返済予定の長期借入金	2,850,955
短期貸付金	844,281	未払金	34,788
その他の	263,751	未払費用	5,742
貸倒引当金	△198,607	預り金	3,355,484
固定資産	1,591,144	未払法人税等	467,713
有形固定資産	5,717	賞与引当金	4,126
建物及び構築物	4,475	その他	198,681
工具、器具及び備品	1,241	固定負債	244,655
無形固定資産	516	長期借入金	226,781
その他	516	退職給付に係る負債	17,874
投資その他の資産	1,584,910	負債合計	8,662,147
投資有価証券	10,000	純 資 産 の 部	
関係会社出資金	1,018,204	株主資本	4,665,062
長期貸付金	100,000	資本金	2,428,102
繰延税金資産	407,777	資本剰余金	294,072
その他	48,928	利益剰余金	1,945,268
		自己株式	△2,381
		純資産合計	4,665,062
資産合計	13,327,209	負債及び純資産合計	13,327,209

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		21,399,737
売上原価		17,426,282
売上総利益		3,973,454
販売費及び一般管理費		728,244
営業利益		3,245,210
営業外収益		
受取利息	3,553	
未払配当金除斥益	5,032	
その他	66,997	75,582
営業外費用		
支払利息	131,010	
社債利息	15,839	
支払手数料	81,359	
消費税相殺差	69,765	
持分法による投資損失	669,889	
その他	388	968,252
経常利益		2,352,540
特別利益		
新株予約権戻入益	2,975	2,975
税金等調整前当期純利益		2,355,515
法人税、住民税及び事業税		428,400
法人税等調整額		△397,277
法人税等合計		31,122
当期純利益		2,324,393
非支配株主に帰属する当期純損失		55,352
親会社株主に帰属する当期純利益		2,379,745

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,428,102	2,928,102	△3,068,506	△2,318	2,285,379
当 期 変 動 額					
欠 損 填 補		△2,634,029	2,634,029		—
親会社株主に帰属する当期純利益			2,379,745		2,379,745
自己株式の取得				△63	△63
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△2,634,029	5,013,774	△63	2,379,682
当 期 末 残 高	2,428,102	294,072	1,945,268	△2,381	4,665,062

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	1,517,363	3,802,743
当 期 変 動 額		
欠 損 填 補		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,379,745
自己株式の取得		△63
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,517,363	△1,517,363
当 期 変 動 額 合 計	△1,517,363	862,318
当 期 末 残 高	—	4,665,062

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年9月23日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 安通 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 恭治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルデプロの2019年8月1日から2020年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,996,558	流動負債	8,417,403
現金及び預金	1,731,352	短期借入金	1,500,000
販売用不動産	9,091,243	1年内返済予定の長期借入金	2,850,955
前渡金	120,000	未払金	34,782
前払費用	5,987	未払費用	5,742
その他の	1,246,581	預り金	3,355,471
貸倒引当金	△198,607	前受収益	689
固定資産	2,536,139	未払法人税等	467,643
有形固定資産	5,717	賞与引当金	4,126
建物	4,475	未払消費税等	133,565
工具、器具及び備品	1,241	その他の	64,427
無形固定資産	516	固定負債	244,655
その他の	516	長期借入金	226,781
投資その他の資産	2,529,905	退職給付引当金	17,874
関係会社株式	10,000	負債合計	8,662,058
関係会社出資金	1,963,200	純 資 産 の 部	
出資金	15,700	株主資本	5,870,639
長期貸付金	100,000	資本金	2,428,102
繰延税金資産	407,777	資本剰余金	294,072
その他	33,228	資本準備金	294,072
		利益剰余金	3,150,845
		その他利益剰余金	3,150,845
		繰越利益剰余金	3,150,845
		自己株式	△2,381
		純資産合計	5,870,639
資産合計	14,532,697	負債及び純資産合計	14,532,697

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	21,464,666
売上原価	17,385,384
売上総利益	4,079,281
販売費及び一般管理費	702,620
営業利益	3,376,661
営業外収入	16,520
受取配当金	218
未払配当金	5,032
雑収入	63,758
営業外費用	128,964
支払手数料	81,359
消費税	72,744
その他	200
経常利益	3,178,923
特別利益	2,975
新株予約権戻入益	2,975
税引前当期純利益	3,181,898
法人税、住民税及び事業税	428,330
法人税等調整額	△397,277
法人税等合計	31,052
当期純利益	3,150,845

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年8月1日残高	2,428,102	2,928,102	—	2,928,102	△2,634,029	△2,634,029
事業年度中の変動額						
資本準備金から その他資本剰余金 への振替		△2,634,029	2,634,029	—		
欠損填補			△2,634,029	△2,634,029	2,634,029	2,634,029
当期純利益					3,150,845	3,150,845
自己株式の取得						
事業年度中の変動額合計	—	△2,634,029	—	△2,634,029	5,784,875	5,784,875
2020年7月31日残高	2,428,102	294,072	—	294,072	3,150,845	3,150,845

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2019年8月1日残高	△2,318	2,719,856	2,719,856
事業年度中の変動額			
資本準備金から その他資本剰余金 への振替		—	—
欠損填補		—	—
当期純利益		3,150,845	3,150,845
自己株式の取得	△63	△63	△63
事業年度中の変動額合計	△63	3,150,782	3,150,782
2020年7月31日残高	△2,381	5,870,639	5,870,639

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年9月23日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 安通 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 恭治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルデプロの2019年8月1日から2020年7月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月24日

株式会社アルデプロ

監査等委員会

常勤監査等委員 宮内幸三郎

Ⓔ

監査等委員 平田英之

Ⓔ

監査等委員 伊禮勇吉

Ⓔ

(注) 監査等委員宮内幸三郎、平田英之及び伊禮勇吉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

[期末配当に関する事項]

当社は、株主の皆様に対する利益還元は、経営理念である「三つの豊かさの追求」の具現化の一つとして重要な経営課題であると認識しております。利益還元については、株主価値の長期的最大化に向けて、将来の事業拡大に必要な在庫投資や、経営体質強化のための内部管理体制の充実への成長投資等を勘案して決定しております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50銭 総額168,608,693円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年10月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）椎塚裕一氏、荻坂昌次郎氏および佐藤孝二氏が任期満了となります。つきましては経営体制の強化のため1名増員し取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社普通株式数
1	しいつか ゆういち 椎塚 裕一 (1968年11月21日生) 再任	1991年4月 水落司法書士事務所入所 1999年8月 麴町総合事務所（現司法書士法人麴町総合事務所）入所 2004年10月 株式会社アーバンビジョン（現株式会社Liv-up）社外監査役就任 2008年10月 当社監査役就任 2014年10月 当社取締役就任 2015年10月 当社代表取締役副社長就任 2016年3月 当社代表取締役社長就任 2018年10月 当社取締役就任 2019年3月 当社代表取締役社長就任（現任）	一株
	選任理由 椎塚裕一氏は代表取締役社長であり、また長く司法書士業界で活躍され不動産業界にも明るい経験を活かして当社の成長を牽引してきました。社長として経営の先頭に立ち、当社の業績向上ならびに発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定および職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	おぎさか しょうじろう 荻坂 昌次郎 (1968年3月19日生) 再任	1992年4月 株式会社三星堂（現株式会社メディセオ）入社 2000年7月 株式会社ヒューネット（現株式会社RISE）入社 2006年4月 同社経営企画部長就任 2008年7月 株式会社エフティコミュニケーション入社 経営企画部次長就任 2011年12月 株式会社ミオモンド入社 2014年3月 当社入社 執行役員経営企画室長就任 2016年11月 当社執行役員社長室長就任 2019年10月 当社取締役社長室長就任（現任）	一株
	選任理由 荻坂昌次郎氏は、不動産業界の経験が豊富で、経営企画部門等での実績も豊富であります。また、当社入社後には執行役員、取締役として当社の業績向上に尽力しております。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定および職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
3	さとう こうじ 佐藤 孝二 (1967年9月3日生) 再任	1988年9月 指吸会計センター株式会社入社 1994年3月 東亜ミート商事株式会社入社 2001年8月 株式会社コンフィデンス入社 2005年5月 株式会社日本エスピーマーケティング 入社 取締役就任 2009年7月 光熔材株式会社入社 2012年2月 株式会社フルキャストマーケティング (現株式会社エフブレイン) 入社 2015年12月 当社入社 2016年11月 当社執行役員管理本部長就任 2019年10月 当社取締役管理本部長就任 (現任)	一株
	<p>選任理由</p> <p>佐藤孝二氏は、当社をはじめ様々な業界の経理部門を中心とした管理部門の経験が豊富であります。また、当社においても財務戦略を担う取締役管理本部長として業務を推進しております。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定および職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
4	あきもと かずや 秋元 和弥 (1989年11月28日生) 新任	2014年4月 三菱地所リアルエステートサービス株式会社入社 2019年11月 当社入社 執行役員営業本部長 (現任)	一株
	<p>選任理由</p> <p>秋元和弥氏は、不動産業界の経験が豊富であり、当社入社後も執行役員営業本部長として不動産営業活動を牽引し、当社の成長に大きな貢献を果たしております。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定および職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、取締役候補者といたしました。</p>		

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役宮内幸三郎氏、平田英之氏および伊禮勇吉氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
1	ひらた ひでゆき 平田 英之 (1972年5月18日生) 再任	1996年10月 小山公認会計士事務所入所 1997年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2000年4月 公認会計士登録 2001年7月 平田公認会計士事務所開業（現任） 2014年10月 当社監査役就任 2016年10月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	一株
	<p>選任理由</p> <p>平田英之氏は公認会計士であり、財務・会計に関する専門知識、豊富な経験を有しており、独立した客観的・中立的な社外からの視点を当社の監査に活用しております。こうしたことから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。</p>		
2	いれい ゆうきち 伊禮 勇吉 (1937年8月25日生) 再任	1962年4月 琉球政府文教局勤務 1963年4月 琉球政府巡回裁判所勤務 1964年10月 司法試験合格 1965年4月 最高裁判所司法研修所入所 1967年4月 東京弁護士会入会、成毛法律事務所入所 1969年4月 伊禮法律事務所（現伊禮綜合法律事務所）設立（現任） 2003年6月 株式会社オオバ 社外監査役就任 2003年9月 当社監査役就任 2016年10月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	200,000株
	<p>選任理由</p> <p>伊禮勇吉氏は弁護士であり、法律の専門家として豊富な経験と見識を有しており、独立した客観的・中立的な社外からの視点を当社の監査に活用しております。こうしたことから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
3	つかもと こうじ 塚本 浩二 (1956年6月3日生) 新任	1980年4月 東京国税局入局 2011年7月 宮古島税務署長 2013年7月 江東西税務署長 2016年7月 千葉東税務署長 2017年8月 税理士登録	一株
<p>選任理由</p> <p>塚本浩二氏は企業経営に直接関与した経験はありませんが、国税局任官、税理士として培われた財務および会計に関する幅広い経験と知識を有しております。こうしたことから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平田英之氏、伊禮勇吉氏および塚本浩二氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 平田英之氏および伊禮勇吉氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 塚本浩二氏は社外取締役候補者であり、選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 当社は、平田英之氏および伊禮勇吉氏との間で責任限定契約を締結しております。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 塚本浩二氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 平田英之氏および伊禮勇吉氏はそれぞれ現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ4年であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

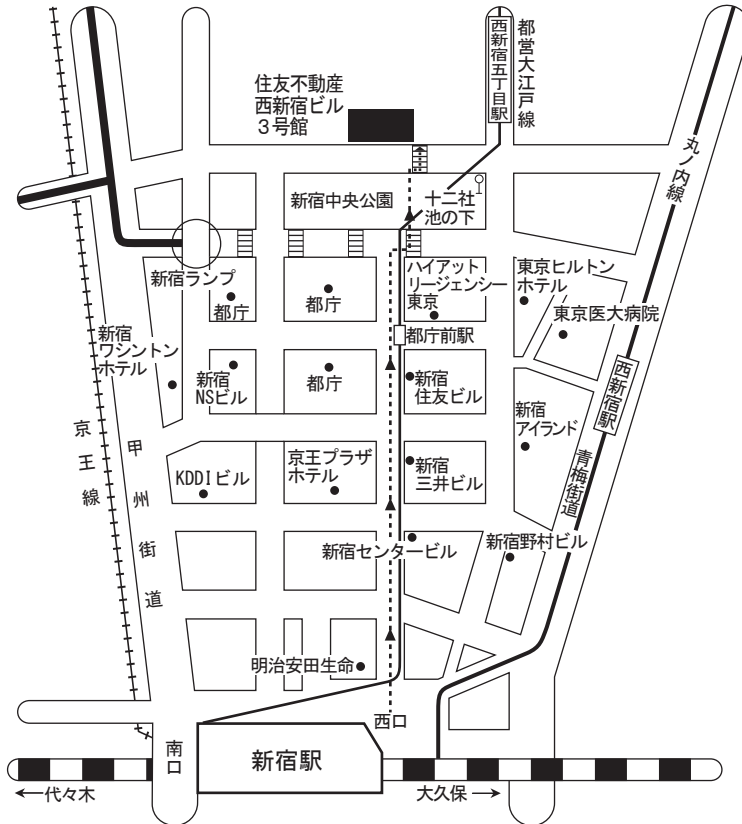
氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
きのした わたる 木下 渉 (1973年7月15日生)	2003年11月 司法試験合格 2004年4月 最高裁判所司法研修所入所 2005年10月 弁護士登録 須田清法律事務所入所 2008年4月 木下総合法律事務所開設 (現任)	一株
<p>選任理由</p> <p>木下渉氏は弁護士であり、法律の専門家として豊富な経験と見識を有しており、その専門的な見識をもって当社の経営体制に適切な提言をいただけるため、補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）として適任と判断し、候補者としております。</p>		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者は当社のリスク管理委員会の委員であり、顧問報酬を支払っております。
2. 木下渉氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は補欠の監査等委員である取締役候補者木下渉氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
4. 木下渉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
電話：03-3320-2611



交通のご案内

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅「A5出口」 徒歩3分
または「西新宿五丁目」駅「A2出口」 徒歩6分
JR線・各私鉄・東京メトロ「新宿」駅「西口」 徒歩15分
都営地下鉄新宿線・京王線「新宿」駅「7番出口」 徒歩10分
「新宿」駅「西口」より新宿16・17バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分